

平成29年度子どもの予防接種



予防接種法で定められた予防接種

個別予防接種・・・佐賀県内の実施医療機関で接種できます。

予防接種の種類		対象者	標準的な接種期間	回数	間隔(注意点1参照)
ヒブ	初回	生後2ヵ月～5歳に至るまで	生後2ヵ月～7ヵ月に至るまで	3回	27日以上あける <標準的な接種パターン以外> ・接種開始が生後7ヵ月～1歳に至るまでは初回2回、追加1回 ・初回接種は12ヵ月までに行う ・接種開始が1歳に至った日の翌日から1回のみ
	追加	生後2ヵ月～5歳に至るまで	初回(3回目又は2回目)終了後7ヵ月以上あける (標準的には、7ヵ月～13ヵ月)	1回	
小児用肺炎球菌(7価)	初回	生後2ヵ月～5歳に至るまで	生後2ヵ月～7ヵ月に至るまで ※2回目・3回目は24ヵ月に至るまでに終了	3回	27日以上あける <標準的な接種パターン以外> ・接種開始が生後7～1歳に至るまでは初回2回、追加1回 ・接種開始が1歳～2歳に至るまでは2回接種(60日以上の間隔で2回) ・接種開始が2歳に至った日～5歳に至るまでは1回(追加なし)
	追加	生後2ヵ月～5歳に至るまで	生後12ヵ月～15ヵ月に至るまで ※初回終了後、生後12ヵ月以降に初回終了から60日間以上あける	1回	
B型肝炎		生後1歳に至るまで	生後2ヵ月～9ヵ月に至るまで	3回	・27日以上の間隔を置いて2回接種 ・初回接種から139日以上あけて1回接種
4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	1期初回	生後3～90ヵ月に至るまで	生後3～12ヵ月に達するまで	3回	20日以上あける 初回終了後6ヶ月以上あける
	1期追加	生後3～90ヵ月に至るまで	初回3回接種後12～18ヵ月に達するまで	1回	
2種混合(ジフテリア・破傷風)		2期	11歳以上13歳未満	小学6年生	1回
BCG		生後1歳に至るまで	生後5～8ヵ月に達するまで	1回	
麻しん風しん混合(MR)	1期	生後12～24ヵ月に至るまで	1歳	1回	
	2期	5歳以上7歳未満で小学校入学前の1年間の間	年長児	1回	
水痘(水ぼうそう)		1回目 ----- 2回目	生後12ヵ月～15ヵ月に至るまで ----- 1回目接種から6～12ヵ月あける	2回	1回目接種から3ヵ月以上あける
日本脳炎 ○右ページ参照	1期初回	生後6～90ヵ月に至るまで	3歳～4歳に達するまで	2回	6日以上あける
	1期追加	生後6～90ヵ月に至るまで 初回終了後6ヵ月以上の間隔	4歳～5歳に達するまで	1回	標準的には初回終了後概ね1年(11ヵ月～13ヵ月)の間隔
	2期	9歳以上13歳未満	9歳～10歳に達するまで	1回	
子宮頸がん		小学6年～高校1年生相当の女子	中学1年生の女子	3回	2種類のワクチンがあるが、3回とも同じワクチンを接種すること <サバリックス(2価の場合)> 0、1、6ヵ月後 <ガーダシル(4価の場合)> 0、2、6ヵ月後 ※1年以内に3回の接種を終了することが望ましい。

※「標準的な接種期間」に接種することをお勧めします。



任意(予防接種法に基づかない)予防接種で町の助成があるもの

個別予防接種・・・武雄市杵島郡内の実施医療機関で接種できます。

予防接種の種類	対象者	回数	助成金額
インフルエンザ	0歳～中学3年生	1回目接種時の年齢が ①0歳～13歳未満・・・2回 ②13歳以上・・・1回	一人に2,000円

○医療機関への予約について

1. 接種日の**1週間前まで**に医療機関に毎回予約を入れてください。
予約後、体調が悪く接種できない場合は必ず医療機関へ連絡をしてください。
2. 予約時は母子健康手帳で確認し、予防接種名、回数、接種日、住所、乳幼児氏名、性別、生年月日、保護者氏名、電話番号、1ヵ月以内の予防接種の有無などを伝えてください。

※インフルエンザについては、武雄市・杵島郡内の医療機関での接種が助成の対象となります。



○予防接種の注意点

1. 接種間隔 (別の種類のワクチンを接種するとき)

生ワクチン(BCG、麻しん・風しん、水痘) → 27日以上あけると予防接種可能

不活化ワクチン(4混、ポリオ、2混、日本脳炎、ヒブ、肺炎球菌、B型肝炎、インフルエンザ、子宮頸がん)

→ 6日以上あけると予防接種可能

※ただし同じ予防接種を、複数回接種するときの間隔はそれぞれ異なります。

4種混合1期初回の接種間隔は20日以上	ポリオ・1期初回の接種間隔は20日以上
日本脳炎1期初回の接種間隔は6日以上	ヒブ初回の接種間隔は27日以上
インフルエンザの接種間隔は2～4週	小児の肺炎球菌初回の接種間隔は27日以上

2. 予防接種を受ける前に必ず、「予防接種と子どもの健康」をよく読んでください。
3. 当日は**母子健康手帳、予診票、健康保険証を持参**してください。
予診票は医療機関受付にも用意しています。
4. お子さんの健康状態がわかる方が連れて行くようにしましょう。
5. 体温は接種会場で測ります。**(接種時間頃の体温を時々測り、平熱を知っておきましょう)**
6. 予診票の色が予防接種の種類によって異なります。
7. 予防接種の対象疾患にかかり予防接種を受けない場合は、役場健康づくり係にご連絡ください。



※対象年齢の考え方

・「0歳未満」「0歳に至るまで」「0歳に達するまで」とは、誕生日の前日までが対象ということになります。

○日本脳炎の特例について

※平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで4回の接種を受けていない人は、20歳未満まで定期接種として残りの回数分を受けることが可能です。

※また、平成19年4月2日～平成21年10月1日までに生まれた、生後6ヵ月から90ヵ月未満、あるいは9歳から13歳未満までは、第1期(3回)の不足分を定期接種として受けることができます。

※平成25年度から、年度初めに18歳になる方を対象に第2期の不足接種分を個別通知し、勧奨をしています。

○4種混合、麻しん風しん混合(MR)ワクチンについて

- ☆ 百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオのいずれかにかかった場合も、混合ワクチンを接種することができます。
麻しん又は風しんのいずれかにかかった場合も、混合ワクチンを接種することができます。

大町町が助成している任意のワクチン接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、大町町が加入しています予防接種事故災害補償規程に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度に応じて、規程で定められた金額が支給されます。

《問合せ先》

大町町役場子育て・健康課健康づくり係(美郷内)
TEL 0952-82-3186(直通)